

〈論文〉

厚生年金保険定額部分の制度設計 —社会保障制度審議会による検討過程への関与からの考察—

中尾 友紀

要旨 本稿では、基礎年金の給付水準がなぜ「基礎的な支出を保障する」水準となったのかを課題意識として、1954年改正における厚生年金保険の定額部分の水準設計を検討した。その際に踏まえたのは、制度審が50年勧告で示した被用者に対する老齢年金の確立方針である。その結果、明らかになったのは、第一に、定額部分の制度設計は、そもそも最低生活費の保障とは無関係であったこと。第二に、その理由は、54年改正で最低生活費を保障すべき対象とされたのが、被用者としての収入しかない被保険者であり、すべての被保険者ではなかったためであること。第三に、制度審は、定額制で最低生活費を保障する単一の「被用者の保険」の確立を目指したが、関係各庁の官吏が委員であったにも関わらず、そこが各行政機関の連絡調整や連携を図る場とならなかったために、時期を逸して勧告等を行うことしかできなかったことである。

キーワード 厚生年金, 54年改正, 定額部分, 最低生活費, 社会保障制度審議会

はじめに

日本の公的年金は2階建て構造を採っている。1階部分は、日本に居住する20歳以上60歳未満のすべての人が強制加入する定額制の基礎年金（国民年金）で、2階部分は、15歳以上70歳未満の被用者が強制加入する¹⁾報酬比例制の被用者年金（厚生年金保険）である。

このうち1階部分の基礎年金は、満額で月額64,816円（2022年度）である。この給付水準は、1985年改正時に、「いまの老人の平均的な生活費のうち、その基礎的な支出を保障する」水準と

1) 強制加入となる被用者には、週の所定労働時間が20時間を超えること等の要件がある。なお、強制加入となるのは70歳未満の人だが、70歳を超えても老齢年金の受給資格期間を満たさない人は、満たすまでの期間、任意で被保険者となることができる（高齢任意加入被保険者）。

して設計された(吉原1987:45)。65歳以上の単身高齢者の消費支出を100%とすると、およそ60%の支出が保障される水準であった。この水準設計の根底には、「働ける間の稼働収入はもちろんのこと、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金、資産収入、それから親族扶養もまた老後の生活を支える重要な手段」であり、「公的年金は老後の生活の全部を支えるものではない」との考え方が横たわっていた(吉原1987:44)。

加えて、基礎年金の満額とは、20歳から60歳までの40年間、保険料を完納した場合の金額のため、老齢基礎年金の場合は、未納期間があればその分が減額されてしまう²⁾。したがって、定額制とはいえ、「基礎的な支出を保障する」という満額が、すべての人に保障される金額ではない。老齢基礎年金の平均年金月額が2020年度末で56,358円だが、2階部分の被用者年金がない人のみを見ると、そこからさらに5,000円下がって、51,276円となる(厚生労働省年金局2021:20)。実際に給付された年金額は、満額を優に下回っている。

基礎年金は、従来は自営業者や農業従事者等に適用していた国民年金を、被用者にも適用するよう再編成したものである。他方で、厚生年金保険の被保険者にとっては、従来の定額部分と報酬比例部分の年金が、2階建て構造はそのままに、定額部分は基礎年金、報酬比例部分は厚生年金保険に移行したものと捉えられる。定額部分が基礎年金に移行したのは、国民年金が創設時、厚生年金保険の定額部分に見合うように水準設計されていたからでもある。つまり、元を辿れば基礎年金の水準設計には、厚生年金保険の定額部分の水準設計が影響しているのだといえる。

そこで本稿では、基礎年金の給付水準が、なぜ「基礎的な支出を保障する」水準となったのかを課題意識として、厚生年金保険の定額部分の水準設計について明らかにしたい。具体的には、定額部分の創設が検討された1952年から54年の、厚生省及び厚生省に設置された社会保険審議会と、総理府に設置された社会保障制度審議会における被用者に対する老齢年金に関わる議論の動向を合わせて見ることで、定額部分の制度設計の検討過程を明確にし、その水準設計の理由を探ることが目的である。

1 厚生年金保険法全部改正以前の被用者に対する老齢年金等に関わる議論

はじめに、厚生年金保険法の全部改正以前における被用者に対する老齢年金に関わる議論を確認するために、社会保障制度審議会(以下、制度審とする)が、1950年10月に、時の内閣総理大臣吉田茂に提出した「社会保障制度に関する勧告」(以下、50年勧告とする)について取り上げたい。

50年勧告では、被用者の「老齢、遺族及び廃疾に関する保険」について、「年金額は最低生活の保障を建前とするところからこれを定額制」とし、「長年勤続の被用者については年数加算を

2) 基礎年金には他に障害基礎年金と遺族基礎年金があり、これらの年金が減額されることはなく、受給資格期間を満たす限り、満額以上が支給される。

行い、幾分でも報酬に比例した生活保障に近づけ」ることとされていた(社会保障制度審議会事務局編1950:16)。同勧告からおよそ3年半後の1954年5月に、厚生年金保険法は全部改正されている。したがって、50年勧告は、少なからずそれに影響したと考えられる。しかし、その全部改正で、厚生年金保険において最低生活保障が達成されたわけではない。

そこで本節では、50年勧告を提出した制度審がどのような審議会だったのか、特にその委員構成に着目して同勧告の内容を捉え直してみたい。なお、50年勧告やその当時の制度審については、近藤・吉田(1950)、総理府社会保障制度審議会事務局編(1961)、大内編(1961)等に詳しいため、本稿でもこれらを参照した。

1-1 社会保障制度審議会とは

制度審は、1948年7月にGHQが日本政府に対して送達した「社会保障制度への勧告—米国社会保障制度調査団報告書—」(以下、ワンデル報告とする)に基づき³⁾、同年12月に設置された審議機関である。ワンデル報告では、「事務処理機構が改善せられねばならない」として、「国会並びに責任ある政府行政機関とに対して、社会保障に関しての企画、政策決定、法律制定の面に於ての勧告をなす為、内閣と同列の諮問機関を設置する事」が勧告されていた(厚生省1948a:11)。このため、制度審は、内閣総理大臣の所轄に属し(社会保障制度審議会設置法第1条)、具体的には、総理庁⁴⁾の附属機関として設置された⁵⁾。その上で、制度審には、自ら社会保険等について研究し、その結果を国会に提出するように、内閣総理大臣に勧告したり、内閣総理大臣及び関係各大臣に書面で助言したりする権限が付与された(法第2条)。他方で、内閣総理大臣及び関係各大臣には、社会保障に関する企画、立法等の際に予め審議会の意見を求める義務が課された(法第2条)。ただし、恩給法改正について、政府が国会提出前に制度審に諮問することはなかったようである(総理府社会保障制度審議会編1961:102)。

委員は、①国会議員、②関係各庁の官吏、③学識経験者、④使用者・被用者等の社会保険事業関係者が務めた(法第5条)。行政府の附属機関の委員を立法府に属する国会議員が務めたことが異例であったことは、これまでも多くの研究者が指摘している。これに加えて本稿では、関係各庁の官吏が幹事のみならず委員を務めたこと、利害関係者として委員となったのが主に社会保険事業関係者であり、なかでも医療関係者が多かったこと⁶⁾に特徴があることを指摘しておきたい。

このうち、関係各庁の官吏に着目すると、設置当初、委員となったのは、厚生次官、労働次

3) 社会保障制度審議会設置法(昭和23年12月23日法律第266号)の法案提出理由には、「社会保障制度に関する総司令部からの勧告に基き、社会保障制度審議会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」と書かれている(厚生省1948b)。

4) 1949年6月に総理府となった。

5) 総理庁に設置されたのは、審議機関が行政府の附属機関としての地位しか与えられなかったためである。

6) 設置当初、社会保険事業関係者として委員を輩出した団体は、日本経営者団体連盟(2名)、日本労働組合総同盟、全国労働組合連絡協議会、健康保険組合連合会、全国国民健康保険団体中央会、全日本海員組合、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師協会である。

官、運輸次官、通信次官、大蔵次官、農林次官、商工次官、経済安定本部副長官、内閣官房次長、地方財政委員会事務局長の10名であった。社会保障制度に直接関わる厚生省や労働省のみならず、財政に関わる大蔵省や地方財政委員会、物価統制等に関わる経済安定本部、各種の産業に関わる農林省や商工省等における次官クラス、つまり、大臣及び政務次官に次ぐ、官僚最高位の職にある人が委員となっていた。現在の次官連絡会議の様なメンバー構成で、各行政機関の連携が果たされれば、実は、制度審では実行性の高い政策策定が可能であったと考えられる。

しかし、設置10周年を記念する座談会で、初代会長の内内兵衛（学識経験者）は、「審議会の運営について感じることは、委員に各省の大臣、次官をあててはいかんとということです。委員の構成として不都合だと思います」と述べ、これに応じて、今井一男（学識経験者）もまた、「審議会に役人が入るのはおかしい。自分のやることを自分に諮問する位なら自ら責任をもってやればいいことである。少くとも審議会の票決に加わるのはおかしい、説明員で十分である」と述べていた（総理府社会保障制度審議会事務局編1961:35）。関係各庁の官吏は、とくに学識経験者から疎んじられていたようである。そして、関係各庁の吏員が委員であったことへの大内と今井によるこのような評価こそが、政策策定に対する制度審の位置を決定づけていったようにも推察される。

そこで次に、50年勧告のなかでも被用者に対する老齢年金等に関わる議論に焦点を当て、それに対する関係各庁の官吏の関わりについて見ていきたい。

1-2 50年勧告の審議過程

制度審は、1949年5月19日に第1回総会を開催し、委員の互選によって会長に大内、副会長に末高信（学識経験者）、常務委員に葛西嘉資（関係各庁の官吏）を選任した。常務委員に厚生次官の葛西を選任したのは大内で（保険局庶務課1949a:27）、それは、常務委員が「議事及び提案された意見を記録するもの」であったためである（法第4条第3項）。

第2回総会（1949年5月）以後は、月1回定例で24日⁷⁾に開催されることとなった。その議事録は、『社会保険時報』に掲載され、第36回総会（1953年2月）までは出席委員の名前も明記されているが、葛西を除いて関係各庁の官吏の出席率は低く、たびたび問題となっていた。

さて、50年勧告の立案が本格化するのは、1949年末に、「社会保障制度の骨子」を1950年6月頃までに立案するように、GHQに要請されてからである⁸⁾（総理府社会保障制度審議会事務局編

7) 第5回総会（1949年8月）で、「総会は月の終りは具合が悪い」、また、「短いので審議も充分できない」との意見で（保険局庶務課1949b:33）、以後は、13日に開催されている。

8) 50年勧告は、そもそも第5回総会で大内会長が、「この際、われわれ審議会は基本的な方針をもつて、目的を達することが適当だ、日本でこうした方針でなければ目的は達成しない、そのような筋を打ち立て、ここで議論する、そして共同の方針であるとして天下に公表もし、政府にももつて行く、その案は財政上、技術的の制約で急にはできぬ、できるまで五つなり六つなりの基本方針を決める段階に来た」として、「基本方針」の策定を提案したことに端を発する（保険局庶務課1949b:32）。GHQから要請があった当時は、第7回総会（1949年10月）で「社会保障制度の基本原則」、第8回総会（1949年11月）で「社会保障制度確立のための覚え書」を決定していたところであった。

1961:103)。そこで制度審では、第8回総会(1949年11月)で決定した「社会保障制度確立のための覚え書」⁹⁾(以下、「覚え書」とする)を具体化していくために、新たに次のメンバーからなる幹事委員会を組織した。水谷昇、山下義信(ここまで国会議員)、勝俣稔、近藤文二、長尾春雄、原泰一(ここまで学識経験者)、斎藤斎、宮尾武男、湯浅祐一、吉田秀夫(ここまで社会保険事業関係者)の10名である¹⁰⁾。メンバーに関係各庁の官吏は入らなかった¹¹⁾。第9回総会(1949年12月)で小委員会が改組され¹²⁾、9項目あった「覚え書」のうち、4項目目から6項目目は第一委員会、7項目目から9項目目は第二委員会の任務となったため、幹事委員会のメンバーは、この小委員会からバランスよく選任されている。

会長の大内は、幹事委員会に対して「社会保障に関し、重要な点はどこかを研究議論し、「法律まではゆかぬが社会保障に関し政府の法律はどういうことをかくべきかまで検討」することを要望した(保険局庶務課1950a:30)。そこで幹事委員会は、「社会保険に関係のある行政庁の官吏」等である幹事¹³⁾に対して社会保障制度に関する資料の提出、さらに、特に厚生省の幹事に対して「社会保障制度の骨子」の原案の作成を依頼した。これに応じて厚生省では、大臣官房総務課長が中心となって社会保障制度準備協議会を設置し、原案の作成を開始したという(近藤・吉田1950:83)。しかし、新たに設置された制度審の事務局に、厚生省から事務局長として小島徳雄、事務局調査課長として仲田良夫が着任し、幹事委員会を補佐して「社会保障基本要綱試案」を作成していたため、結局、厚生省は原案をまとめることができなかった。そのため、幹事であった保険局長の安田巖の私案であった「社会保障整備要綱案」を幹事委員会に提出したが、それは参照されただけに留まったようである(近藤・吉田1950:82-83,85)。他方で、制度審事務局の小島・仲田による「社会保障基本要綱試案」は、幹事委員会でたたき台となって5回にわたって検討され、後に、事務局案「社会保障制度要綱試案」となった(近藤・吉田1950:86-87)。幹事委員会は、この間に、厚生省、物産庁、人事院、大蔵省、経済安定本部等の関係官から最低生活費について¹⁴⁾、また、大蔵省主計局共済課長から国家公務員共済組合、運輸省船員局等から船員保険の現状を聴き取った。それらを踏まえて、検討開始から約5か月後の第15回総会(1950年6月)に、「社会保障制度研究試案要綱」(以下、「試案要綱」とす

9) 「覚え書」は、「審議会が社会保障制度に関する審議を続けて行くための基本条項であり、全体としてももう少し高い理想をもった総括的なものを作り上げて行くというためのもの、わが国の社会保障制度の基本方針を打ち立て完全な制度へ移行する段階的なもの、としての一応の覚え書」だとされた(総理府社会保障制度審議会事務局編1961:86)。

10) 中心となったのは、近藤、長尾、宮尾、吉田の4名であった(近藤・吉田1950:78)。

11) 「社会保障制度の基本原則」及び「社会保障制度確立のための覚え書」の起草委員にも、関係各庁の官吏は入らなかった。

12) 小委員会所属の希望は、社会保険事業関係者に医療関係者が多かったためか、「現行社会保険制度の総合調整」や「医療組織の整備拡充と公衆衛生活動の強化拡充」を任務とした第一委員会に殺到したという(近藤・吉田1950:75-76)。

13) 制度審には、「社会保険に関係のある行政庁の官吏」等、30人以内からなる幹事が置かれていた(法第10条)。しかし、関係各庁の官吏と同様に、その出席率は低かったようである(近藤・吉田1950:79)。

14) 各行政機関には資料提出も求めたようだが、「あまり見るべき資料がなく、この点官庁統計の貧困さを如実に示した感があった」と批判されていた(近藤・吉田1950:81)。

る)を提出した。なお、幹事委員会は非公開であったが、検討の中心は「医療問題の合理化であり、社会保険制度の統合問題」であったといわれている(近藤・吉田1950:78)。全32回の委員会のうち年金について検討されたのは僅か数回であった(中尾2013:13)。

制度審は、この「試案要綱」を携えて各地で公聴会を開催した後、次のメンバーからなる特別小委員会を組織して、最終的な検討に入った。勝俣、近藤、長尾(ここまで学識経験者)、斎藤、宮尾、吉田、高野一夫、武見太郎、成田徳三、西巻敏雄(ここまで社会保険事業関係者)の10名である。メンバーには、関係各庁の官吏のみならず国会議員も入らなかった¹⁵⁾。このうち起草委員となったのは、勝俣、近藤、長尾、武見、宮尾の5名であったが、最終的には、前文及び「公衆衛生及び医療」を大内、それ以外を近藤が起草した(近藤・吉田1950:156)。

草案は、GHQによる「社会保障制度審議会第一次報告批判」を受けて修正され、「社会保障制度に関する勧告案」として第18回総会(1950年10月)に提出された。同総会の当日の出席者は35名で、関係各庁の官吏は、葛西のみ本人が出席、労働次官、郵政次官、大蔵次官、農林次官、中小企業庁長官、経済安定本部副長官、地方自治庁次長はそれぞれ代理が出席、運輸次官、内閣官房副長官は欠席した(保険局庶務課1950c:21)。途中、葛西が健康保険の経営主体について修正案を提出すると、賛否の採決を行うこととなり、投票者28名のうち修正案に反対が17票、賛成が10票で否決となった(保険局庶務課1950c:32)。制度審は、最終的に原案通りの勧告を満場一致で決定した。

50年勧告は、一部の学識経験者が中心となって策定されたものである。社会保障制度に関する勧告とはいえ、検討の中心は社会保険で、なかでも医療保険であった。また、厚生省は、事務局が原案の作成に関わったものの、厚生次官を含む関係各庁の官吏は、ほぼ関わっていなかった。しかも、葛西の修正案に対して、「出席委員の人員二十八名、投票の総数二十八票で一致」していると述べられていたことから(保険局庶務課1950c:32)、代理で出席した7名には投票権がなかったことがわかり、勧告は、満場一致で決定されているとはいえ、実は、関係各庁の官吏は、この決定にさえ関わっていなかった。つまり、50年勧告は、「社会保障に関し政府の法律はどうかをかくべきかまで検討」することを目指したものであったが、決定時にその実行性について、委員に関係各庁の官吏が入っていながら、すぐに法制化が可能となるほど各行政機関で合意形成がなされていたわけではなかったのだといえる。

1-3 50年勧告における被用者に対する老齢年金

50年勧告は、1949年10月の「社会保障制度の基本原則」(以下、「基本原則」とする)、同年11月の「覚え書」、翌1950年6月の「試案要綱」を経て策定されている。この変遷を踏まえて、50

15)「試案要綱」を策定した幹事委員会は、5か月間で32回、それ以外に視察調査等も行ったが、「精勤組が、長尾、近藤、宮尾、勝俣、斎藤、吉田の六人に、大内会長であり、欠席勝ちなのは、国会議員の山下、水谷、それに原氏、大阪からくる湯浅氏など」で、幹事委員ではないが、「園、西巻両氏が、時々参加」したとされる(近藤・吉田1950:81)。特別小委員会は、幹事委員会の精勤組6名を中心として組織したようである。

年勧告によって制度審が実現しようとした被用者に対する老齢年金の内容を把握したい。

1-3-1 「基本原則」, 「覚え書」, 「試案要綱」の内容

「基本原則」は9項目掲げられた。このうち、1項目目では、「社会保障制度は国民全部を対象とする」こと、2項目目では、「保障の範囲は経済的制約の許す限り広汎とし、その給付の内容は、平等にして最低生活を保障するに足るものでなければならない」こと、また、5項目目では、「現行の制度は、その運営を最も簡明にして、能率的、経済的のものとするために、社会保険、公的扶助及び公衆衛生に三分して総合調整する必要がある」ことが示された(保険局庶務課1949c:26)。

この「基本原則」を修正したものが「覚え書」である。上記の3つの項目のうち修正されたのは5項目目で、「基本原則」では、「社会保険、公的扶助及び公衆衛生に三分して総合調整する必要がある」となっていたが、「覚え書」では、「国家公務員共済組合及び恩給制度をも含めて総合調整すると共に、これを拡充する必要がある」となった(保険局庶務課1949d:23)。これによって、国家公務員共済組合や恩給制度も社会保障制度に含めて総合調整し、その拡充を図ること、換言すれば、厚生年金保険、船員保険、国家公務員共済組合、恩給制度は単一の制度として統合し、その対象や給付を拡充することが示されたのだといえる。

この「覚え書」を約5か月かけて具体化したものが「試案要綱」である。「覚え書」による9項目の原則を踏まえて、「試案要綱」では、社会保険、国家扶助、公衆衛生、社会福祉、財政、権利の保護、運営の機構という、項目ごとに新たな制度構想が示された。このうち社会保険は、当分の間は「被用者」と「一般国民」に分けた制度とされ、「被用者」の保険の被保険者の範囲は、「公私の如何を問わず、事業の種類又は規模の大小を問わず、原則としてすべての被用者を被保険者とする」こととされた(保険局庶務課1950b:35)。これについては、「従来あった厚生年金保険制度、それから共済組合の制度、船員保険制度、それらの中にあるいろいろな条件の違い、その他を考慮して、なるべく統一してやっていく」と説明されており(保険局庶務課1950b:19)、「被用者」の保険では、原則通りに厚生年金保険、船員保険、国家公務員共済組合、恩給制度を単一の「被用者」の保険として統合すること、その保険の適用範囲を拡大することが構想されていた。

また、その給付は、養老年金では、15年以上被保険者であった人が、男子60歳、女子55歳、坑内夫及び船員50歳に達して退職した場合に支給すること、それに加えて、配偶者及び子の扶養加算と年数加算を行うこととされた(保険局庶務課1950b:36)。その額は、定額で年24,000円とされ、「賃金水準に一定の変動があった場合これに応じて改訂できるようにする」こととされた(保険局庶務課1950b:36)。

他方で、「被用者」の保険のうち年金給付にかかる財政は、10分の2を国が負担し、残りを使用者と被用者の折半とすること、そのうち5割程度は定額、残りは報酬比例で負担すること、坑内夫・船員・女子・その他に区分して負担すること、その徴収は、目的税として国の徴税機関

より使用者を通じて源泉徴収することとされた（保険局庶務課1950b：48）。

1-3-2 50年勧告の内容

この「試案要綱」を修正したものが50年勧告である。上記の内容についてはほぼ修正されていないが、養老年金の額には、次のことが補足された。「最低生活費としては少なくとも月額三千元程度が望ましいが、国民保険料負担能力がすでに限界にあり、国庫負担の膨大な増加もまず望みがたい実状にある。また扶養加算や年数加算の点を考えると長年勤続者の年金は一世帯概ね四千元になる」（社会保障制度審議会事務局編1950：17）。これについて、勧告に添付された「社会保障制度案の主要事項に対する説明」では、「社会保障の本旨から考えて本人の最低限度の生活を保障することを基本精神とすることが妥当」であり、「最低基準額は少なくとも現行生活保護法による一人当たり扶助額を上る程度においてこれを定めることが適当と考えられるので一応月二、〇〇〇円程度とし」、加えて、扶養加算については、「社会保険としては加入者本人を中心に考えるべき」であるため、「本人とは別の基準によることとし、配偶者については一、〇〇〇円、子女については五〇〇円程度とした」と説明された（社会保障制度審議会事務局編1950：223）。つまり、定額の月額2,000円（年額24,000円）という額は、最低基準額であり、生活保護による扶助額を上回る額ではあるものの、最低生活費としては、それより高い月額3,000円（年額36,000円）程度が望ましい。しかし、現状では国にも国民にもそこまでの負担能力がないため、扶養加算や年数加算を行って一世帯当たりの年金額が月額4,000円程度となるようにし、最低生活費を上回るようにしたというのである。

なお、定額制に対しては、「現行の年金制度は報酬比例制を建前としているのでこの点の改革は重要な変更となりその影響するところは少なく多くの意見が述べられた」という（社会保障制度審議会事務局編1950：229）。それでも定額制としたのは、「将来年金制度は国民年金制度に移行拡大せらるべきものである」こと、報酬比例制とした場合の「高額所得者に対する国庫負担は妥当ではない」こと等と説明された（社会保障制度審議会事務局編1950：230）。

50年勧告における被用者に対する老齢年金は、厚生年金保険と国家公務員共済組合等を統合し、さらに、それを将来は全国民が被保険者となる国民年金制度へと移行することを構想した上で制度設計されていた。定額制としたのはそのためである。定額制は、「社会保障制度は国民全部を対象」とし、その給付は、「最低生活を保障するに足るものでなければならない」とした原則を実現する手段でもあった。しかし、養老年金の額として示された定額の具体的な額は、生活保護による扶助額を上回る額であったものの、最低基準額とされた額であり、最低生活費を保障する額ではなかった。ただし、いずれにしてもこのような年金給付にかかる財源について、どの程度の負担が必要となるのか、具体的な数値は示されていなかった。

以上を踏まえて、次に、厚生年金保険の1954年改正（以下、54年改正とする）の検討過程を見ていきたい。

2 厚生年金保険の54年改正の検討過程

厚生年金保険は、第二次世界大戦終結後、激しいインフレーションによって危殆に瀕したため、1948年改正で養老年金を一時凍結し、暫定的に一律で保険料率を3%、標準報酬月額を最低額で計算した¹⁶⁾。このため、1951年頃からインフレーションが終息し始めると、当然、養老年金を本来の姿に戻すことが課題となった。1953年12月には、戦時特例が適用された坑内夫に対する養老年金の支給開始が迫っていたからでもある。

厚生省は、その本格的な検討を1952年3月に開始した。当時、保険局長であった久下勝次によれば、「先ず二十七年度中においては、各方面の意見を参酌しつつ改正試案を作成して、社会保険審議会に懇談的に意見を聞き、その意見によって改正内容を再検討した上で、昭和二十八年度中に最終改正案を作成して正式に社会保険審議会に諮問するという段取を決め」ていたという(久下1964:33)。54年改正の原案は、厚生省保険局とその審議機関である社会保険審議会によって作成されていたことを把握できる。

そこで本節では、54年改正の検討過程を改めて辿り、厚生省保険局及び社会保険審議会が定額部分の水準設計についてどのように検討して原案を作成したのか、また、その原案に対して、制度審はどのように検討したのかを明らかにしたい。

2-1 厚生省保険局及び社会保険審議会における検討過程

はじめに、厚生省保険局における改正方針の検討過程を見た上で次いで、1952年10月及び1953年12月に開催された社会保険審議会における検討過程を見ていきたい。

2-1-1 保険局における改正方針の検討

54年改正の検討は、1948年改正を主導した松田盛進が、1952年3月に厚生年金保険課長に就任してから本格的に始まった。保険局ではまず、局議を開いて局内の各課長と共に改正方針を検討した(社会保険旬報1952:11)。松田によれば、問題となったのは社会保険の統合で、「その姿がどうなるかということが第一の心配」、第二が「退職金制度というものをどういうふうにか考えるか」であった(厚生省保険局編1958:851)。「もし長期保険制度の整備統合を考えるとすれば、それは延いては短期保険制度の統合の問題にもなり、より根本の問題となる」、「そこ迄行かず、問題を長期保険の範囲に止めるようにするとしても(したがって、恩給制度、国家公務員共済組合制度、地方公共団体の退職制度等についてはこの際敢えてタッチしないとしても)船員保険制度、健康保険制度との関係をどうするか」等が問題であった(松田1957:26)。

50年勧告に示された単一の「被用者の保険」を実現するために、54年改正で厚生年金保険を

16) 保険料率は本来9.4%必要であったが、養老年金にかかる分を徴収しないこととして3%を実現した(松田1952:5)。この状態で実際に養老年金支給されると、年額1,200円にしかならず、「月額にして、当時、煙草ピース一個分にしかなくなっていなかった」(久下1980:79)。

どのようなものにしておくべきか、保険局が50年勧告の具体化に窮したことが見て取れる。というのも、保険ではなかった国家公務員共済組合や恩給制度は、もとより保険局の管掌事務ではなく、保険局のみで検討ができなかったからである。したがって局議では、現金給付をすべて長期保険制度とし、健康保険の傷病手当金と厚生年金保険の障害年金との接続を図ることや(松田1957:26)、船員保険の医療部分を健康保険、年金部分を厚生年金保険に統合すること等が検討されたようである(厚生省保険局編1958:851)。しかし、「結局統合するのがいいとも統合しないがよいとも、両方の結論が出ずに、今少し静観の状態を続けるということで、改正は厚生年金保険の改正に限るという結論が出た」¹⁷⁾(厚生省保険局編1958:851)。紛糾した局議を取めるための局長の判断であった。

2-1-2 厚生省「参考案」に対する社会保険審議会の意見聴取

その後、厚生年金保険課では、1952年5月頃より、「厚生年金保険の根本的改正の基礎となるべき改正案の要点」をまとめる作業を開始した(松田1957:26)。それは7月中旬頃にまとめ、ただちに局議及び省議に諮られ、財政計算が行われた。

これに併行して、久下保険局長は、段取り通りに「政府としては纏った成案はない」状態(久下1952:8)、1952年10月に社会保険審議会の開催を要請した¹⁸⁾。白紙で諮問する懇談会形式の審議会ではあったが、「何か考える参考になるものはないかと言われ」て「メモ代わりに」(松田1952:6)、保険局は、厚生年金保険課でまとめていた「改正案の要点」を「改正についての懇談事項」¹⁹⁾として提出し、それをたたき台として委員の意見を聴くこととなった。

このうち、老齢年金の「年金額をどう定めるか」に対して、保険局は、「年金額は定額部分と報酬比例部分で構成することとし、定額部分は月額一、〇〇〇円、報酬比例部分は資格期間一年につき、平均報酬額の百分の一としてはどうか」という参考案を示した²⁰⁾(厚生省保険局編1958:151-152)。これによれば、平均報酬額が10,000円で資格期間20年の人の場合、報酬比例部分は2,000円となり、年金額は、定額部分と合わせて3,000円となる。つまり、保険局が示したたたき台では、定額部分と報酬比例部分を1対2で組み合わせ、報酬比例部分の割合を高くして、50年勧告に示された最低生活費を保障しようとしていた。

松田によれば、定額制としなかったのは、有業人口の45%程度を占める農業従事者のうち、50%程度が農閑期に出稼ぎしたり、娘や息子が被用者となったりする兼業農家や副業農家で、そ

17) 当初は、保険局の所掌事務だった船員保険とは、給付内容をすべて同じにしておくことが提案されていた(厚生省保険局編1958:851-852)。

18) 通常は成案を得た後で審議会を開催する。しかし、54年改正では、「むしろ政府部内として統一する前に一般の声を聴いて直すべきものは直し、御希望として容れられるものは容れた方がよいのでないか」と考え、成案を得る前に開催した(松田1952:6)。

19) 適用範囲について、適用範囲はどうするか、標準報酬について、標準報酬の枠はどうするか等、項目ごとに「どうするか」とした上で、保険局による試案が「参考案」として示されたため、一般に「参考案」と呼ばれる。

20) 年金給付を定額部分と報酬比例部分の二階建て構造とすることは、松田と数理課長であった鈴木正雄によって考案された。この二階建て構造の創設過程とその意図については、中尾(2019)に詳しい。

これらの人のなかには「内職的賃金で我慢する」、賃金が非常に低い人がおり²¹⁾、そのような人も含めて、「被用者の保険」における最低生活費を算出するのが困難だったからである²²⁾ (松田1952: 8- 9)。また、国民感情として「高い賃金を貰っている人が非常に低い年金額を貰うということでは現状としておさまらないのではないか」と考えたからである (松田1952: 9)。つまり、定額部分の割合を低くしたのは、被用者のなかに、被用者としての収入以外に収入がある、兼業農家等の人が含まれることを念頭に置いたからであった。他方で、報酬比例部分を高くしたのは、被用者の保険として兼業農家等ではない、まさに被用者には、それによって最低生活費を保障しようと考えたからであった。

しかし、これに対する、事業主代表の多数意見は「暫定的に定額のみとせよ」、被保険者代表の多数意見は「定額部分を引上げ、総額で平均報酬の四〇%以上とせよ」、公益代表の多数意見は「定額部分が比例部分より多くせよ」であった (家田1953:31)。ただし個別には、事業主代表でも関西経営者協会は、「完全なる報酬比例制を採用することは厚生年金としての社会保険本来の主旨に反するが又一方完全なるフラット制を実施することも現状において困難である」として、2階建て構造に賛成した上で、定額部分は一律に24,000円とすることを主張した (関西経営者協会1952:15)。なお、被保険者代表が総額で平均報酬の40%以上を保障するよう主張したのは、ILOが1952年6月に採択した社会保障の最低基準に関する条約 (第102号) において、「年金受給者資格年齢の妻を有する男子」には、従前の勤労所得の40%に達する給付額を保障するよう規定していたからである²³⁾ (日本労働組合総同盟1952:183, 国際労働機関1952)。社会保険審議会では、特に定額部分の水準について、報酬比例部分より高くする制度設計への変更が求められた。

他方で、このような年金給付にかかる負担として、「標準報酬の枠はどうするか」に対して保険局は、「三,〇〇〇円—三六,〇〇〇円に引き上げることはどうか (現行二,〇〇〇円—八,〇〇〇円)」という参考案を示した (厚生省保険局編1958:150)。賃金階級別の人員分布を見ると、3,000円以下及び36,000円以上で人員が極めて少なくなるからであった (松田1952: 6)。

これに対する、事業主代表の多数意見は「反対」、被保険者代表の多数意見は「給付充実と保険料率据置を条件に賛成」であった (家田1953: 31)。ただし、個別には、関西経営者協会は、「最高額は高額所得者の負担過重を考慮し、最高二四,〇〇〇円に抑えるのが妥当である」として、「標準報酬は月額最低二,〇〇〇円, 最高二四,〇〇〇円とし、現行の健康保険並の等級」とすることを主張した (関西経営者協会1952: 15)。

また、「保険料はどうするか」に対して、保険局は、「六段階に分けて漸次給付に見合う率に戻すことにしてはどうか」という参考案を示した (厚生省保険局編1958: 154)。積立方式を維

21) 労働基準法による最低賃金制は、ほぼ機能していなかったからである。

22) 松田は、「イギリスのような固定額の決め方には無条件に追随してはいけない気持ち」であったという (松田1952: 9)。

23) 同条約は1955年4月に発効した。ただし、日本が批准したのは1976年2月である。

持するのであれば、保険料率は、現行の3%を8%に引き上げなければならないが、最初は4%とし、3年後に5%、その3年後に6%という具合に引き上げれば、混乱が生じないと考えたからであった(松田1952:12)。

これに対する事業主代表の多数意見は「保険料額(標準報酬及び率)の引上げ反対」、被保険者代表の多数意見は「料率の引上げ反対」、公益代表の多数意見は「発足の当初は余り増加しないこととし将来も引上げは最小限度に止めること」であった(家田1953:31-32)。戦後経済の復興途上で、事業主も被保険者も共に負担能力に限界があり、特に保険料率引上げへの抵抗は強かった。

2-1-3 「厚生年金保険改正要綱」の社会保険審議会における審議

1953年8月の改正では、抵抗が強かった年金額や保険料率の引き上げ等を見送った。そして、上記の意見を踏まえて改めて制度設計し、同年12月に「厚生年金保険改正要綱」を作成した。同要綱では、老齢年金の額は、「定額(一万八千円)と報酬比例額(被保険者であつた期間一年につき平均標準報酬年額の千分の五に相当する金額)とで構成すること」、標準報酬の枠は、「最低三千円から最高一万八千円まで十一等級とすること」、保険料率は、「現行どおりとする」が、「五年ごとに数理計算を行うこと」となった(厚生省保険局編1958:214, 216, 219)。これによれば、平均報酬額が10,000円で資格期間20年の人の場合、報酬比例部分が1,500円となり、年金額は定額部分の1,500円と合わせて3,000円となる。つまり、保険局が1952年10月の社会保険審議会での懇談を踏まえて改めて作成した原案では、定額部分と報酬比例部分を1対1で組み合わせ、定額部分を引き上げた分、報酬比例部分を引き下げ、やはり報酬比例部分と合わせて3,000円の最低生活費を保障するようにしていた。

しかし、同要綱が諮問された社会保険審議会では、特に年金額の基準をめぐって事業主代表と被保険者代表が激しく対立し、公益代表が両者のあっせんに努めたが、意見は一致しないまま審議は打ち切りとなった。結局、1954年2月に社会保険審議会は、三者の意見を列記して答申した。すなわち、年金額について、事業主代表は、「報酬比例額の加算は認めないが、定額二万四千円を若干引上げ、これに二十年以上の超過年数につき加算を認める」、被保険者代表は、「当面、定額三万円に報酬比例百分の六を加算すべきである。しかしながら、近き将来においては、更に、いずれも大幅の引上げを行うべきである」、公益代表は、「支給を受ける労働者の感情から、出捐程度を報酬比例で還元を求めるならば、社会保障制度審議会の勧告からは問題もあろうが、これに従うのほかはあるまい」であった(厚生省保険局編1958:328-242)。

この答申を受けて保険局は、年金額については報酬比例部分の算定方法を年額から月額に修正しただけで、当初の要綱のまま制度審に諮問して答申を得た後、同年3月に厚生年金保険法改正案として国会に提案した。

保険局は、54年改正にあたって50年勧告の具体化を強く意識したが、単独ではそれを実行に移せないとして、厚生年金保険のみの改正に専念した。そのため、年金額の検討で重視された

のは、被用者としての収入しかない人に、いかに最低生活費を保障するかであった。したがって、保険料率を必要に応じて引き上げられず、被保険者に賃金が非常に低い兼業農家等の人が含まれる状況で、「被用者の保険」としての定額部分に最低生活費を保障する機能を持たせることはできず、報酬比例部分と合わせた年金額でそれを保障するよう制度設計していた。とはいえ、それでもILO第102号条約の基準は満たさなかった。定額部分は、社会保険審議会の意見をを受けて引き上げられたが、その設計は、そもそも最低生活費の保障とは無関係であった。

2-2 社会保障制度審議会における検討過程

ところで、保険局及び社会保険審議会が54年改正を検討している間、制度審は、50年勧告の具体化や54年改正に対してどのような検討を行っていたのか。最後にそれを見ていきたい。

2-2-1 「厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する意見書」の決定

制度審では第一委員会が非公式に、1952年6月に人事院の給与局長から国家公務員の恩給制度に関する人事院の勧告案、7月に松田厚生年金保険課長から「改正案の要点」等について説明を受けると、第32回総会（1952年7月）で「公務員の恩給制度、それから厚生年金、それから軍人恩給、それから遺族援護の四つの問題は、相互に非常に密接な関係」があるとして、年金関係特別小委員会の設置を決定した（保険局庶務課1952a：28、42）。メンバーとなったのは、青柳一郎、井上なつゑ、岡良一、川崎秀二、倉石忠雄、堂森芳夫（ここまで国会議員）、今井一男、清水玄、末高信、園乾治（ここまで学識経験者）、斎藤、宮尾、西孝雄（ここまで社会保険事業関係者）の13名であった²⁴⁾（総理府社会保障制度審議会事務局編1961：256）。ここに関係各庁の官吏は入らなかった。

同委員会は、大蔵省の給与課長から軍人恩給特例審議会の経過、久下保険局長から54年改正の経過等を聴取した（保険局庶務課1952b：24）。これらによって、「現行の年金制度は各々ばらばらに、それぞれの目的を持つて行われており、各制度間には何らの調整がないので、甚しく不均衡」で、「年金制度の本来の使命を果たしていない」にもかかわらず、「軍人恩給の復活、厚生年金保険の改正、恩給制度の改革等が、独自の立場で行われようとして」いることを把握した（保険局庶務課1952b：24-25）。そこで、臨時総会（1952年12月）を開催して、内閣総理大臣に宛てて、「厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する意見書」を提出することを決定した。

この意見書でも制度審は、「社会保障としての年金制度は、防貧の見地に立ち、国民に最低生活を保障することを理念とすべきものである」として、「生計費を基礎とする定額制によるを本則とすべきである」と主張した（総理府社会保障制度審議会事務局編1961：259-260）。その理

24) 8月の衆議院解散によって青柳、岡、川崎、倉石が辞任し、代わって田子一民、杉山元治朗、大石武一、中曽根康弘、長谷川保が選任されたが、同委員会の委員となったかは不明である。ちなみに、同委員会の出席率は低く（保険局庶務課1952b：26）、国会議員はほぼ欠席していたと推察される。

由も50年勧告と同様に、「報酬比例制を定額制とすることによって、年金給付に対する国庫負担は合理化される。公平を期することができるのみならず、現行制度の統一化を容易にし、将来年金制度を拡げて行く場合にも、便利と考えられる、又、生計費と経済力に応じて、年金額の改訂を行う際にも、その合理的な算出基礎を与える」からであった（保険局庶務課1952b：25）。

意見書ではさらに、検討中の54年改正について、「零細企業における被用者への適用も考慮されず、また公私の雇用を通ずる一元的な年金制度への発展も考えられていない。しかも依然として退職金的性格と社会保障的理念の錯綜があり、たとえば、年金額についても、現実には定額部分よりは報酬比例部分に重点がおかれるが如き構想を示している」ため、「これをして、将来における国民年金制度への母体たらしむべく勧告の線に沿い、年金の定額制を採用する等将来における年金制度の統一化への前進をはかるべきである」と痛烈に批判した（総理府社会保障制度審議会事務局編1961：260）。

2-2-2 「年金制度の整備改革に関する勧告」の決定

その後、再び制度審で54年改正が議題となるのは、第37回総会（1953年6月）である。同総会では、久下保険局長から1953年8月改正の答申後の経過が説明された。ところがそこで、制度審が反対を答申した法案が原案通り国会に提案されたことが判明し、審議が紛糾した。そのため、会長の大内は、改めて制度審が他の審議機関とは異なり、内閣総理大臣と「社会保障については同格の機関であって、これが勧告すれば内閣総理大臣はこれを議会に（中略）大体そういう趣旨において出すべき義務を負う」ことを確認することとなった（保険局庶務課1953a：45-46）。とはいえ、大内は、「我々の勧告に政府が従わないときにどうするかと言つても、我々はその力がないから、そこでまあ事実政府が無視するということが今までも起つておる」とも述べていた（保険局庶務課1953a：38）。そこで、54年改正を含む年金問題については無視されないよう、事前に「もう少し具体的に前の勧告の発展のような形で多少研究しておく必要がある」として、急遽、第一委員会で年金問題の研究を開始することとなった（保険局庶務課1953a：51）。

第一委員会は、1953年8月に、「社会保険審議会等で最終的な結論を出さない」うちに政府に勧告することを決定した（総理府社会保障制度審議会事務局編1961：280）。そのため、早くも10月には、「年金制度整備に関する基本的な考え方」を取りまとめた。ここでもまた、「将来あるべき国民年金制度の体系に即応し得るように現行各種年金制度の対象を一元化した総合年金制度の計画を樹立し、年次計画的にこれを整備すること」を第一に掲げ、厚生年金保険については、「当面の必要措置を講じ、総合年金制度の基盤として発展せしむること」、年金額については、定額制の基準は「できるだけ高い水準におかるべきであり、具体的には年金の財源計算の結果をみて研究すること」との方針を示した（総理府社会保障制度審議会事務局編1961：281-282）。

この方針に基づき、今井、近藤（ここまで学識経験者）、宮尾、斎藤、間宮重一郎（ここまで

社会保険事業関係者)の5名で組織された特別委員会は、11月に「年金制度の整備改革の構想案」を作成した。第一委員会は、それをほぼ原案通り決定し、「年金制度の整備改革に関する勧告案」として第40回総会(1953年12月)に提出した(保険局庶務課1953b:37)。勧告には、総合年金制度とすることを前提に、養老年金の年金額について「最低限度の生活の保障を行うことを趣旨とした定額とすること」、被用者の保険料は、「使用者が二分の一を負担」し、「最低最高負担額を定め、報酬比例制とすること」、「自営業者の保険料は定額とすること」が示された。ただし、具体的な保険料率等は示されなかった。

第一委員会は、勧告案の総会提出直前に保険局から「厚生年金保険改正要綱」の概要について聴取していた。しかし、それを「私共の満足を得たるものではありませんでした」と一蹴し、総会では、「本会から勧告が行われますれば、政府は十分これを尊重されて案をまとめらるることであろうと確信いたします」と、厚生省を牽制した(保険局庶務課1953b:37)。「厚生年金保険改正要綱」が、今にも社会保険審議会に諮問されようとしている時期であった。

厚生次官の木村忠二郎は、実は第一委員会のメンバーでもあったが、この間の委員会はすべて欠席していた(保険局庶務課1953b:61, 62)。そのため、勧告案を総会時に初めて読み、「厚生年金保険改正要綱」と大きく異なるその内容に強く異論を唱えた。それは、大内から「政府と我々委員会との間の関係につきまして会長としては甚だ不満」と述べられるほどであった(保険局庶務課1953b:71)。採決の際に木村は、勧告案に「全部無条件に賛成することはいたしかねる」と述べて退席しようとしたが、最終的には「この勧告をされますということに対しまして反対はしない」と述べて参加した(保険局庶務課1953b:70-71)。これによって同勧告は、木村も含めて満場一致で決定された。

2-2-3 厚生年金保険法改正案への答申

「年金制度の整備改革に関する勧告」は、決定当日に、内閣総理大臣に宛てて提出されたが、社会保険審議会の答申を経て、1954年2月に制度審に諮問された厚生年金保険法改正案は、同「勧告の趣旨を甚だしく無視」したものであった(総理府社会保障制度審議会事務局編1961:316)。そこで制度審は、厚生大臣に宛てた「厚生年金保険法を改正する法律案要綱及び船員保険法を改正する法律案要綱について」とする答申において、「改正案の全面的撤回を答申するのが筋である」としつつも、年金額について、定額部分を「改めて年額三万六千円程度の年金額に引き上げるべきである」、報酬比例制を加味せず、「定額制を基本とすべきである」として強く修正を求めた(総理府社会保障制度審議会事務局編1961:317)。これと同時に、内閣総理大臣に宛てて勧告の趣旨を制度に反映させるよう「建議書」を送付した。しかしながら結局、厚生省はこの修正に応じることなく、同年3月に厚生年金保険法改正案を国会に提出した。

制度審は、あくまで50年勧告を踏襲して総合年金制度の確立を目指した。しかし、同時期は、制度審に諮問されないまま恩給制度の給付額が引き上がり、私立学校教職員共済組合や市町村職員共済組合の創設が相次いだ時期でもあり、その舵取りは困難であったことが推察される。と

はいえ、制度審は、積極的に厚生省のみならず人事院や大蔵省等からも年金制度の動向を聴取しており、それら全体の状況を俯瞰して課題を把握することができていた。しかし、関係各庁の官吏の出席率は低く、制度審において具体的な調整が図られることはなかった。代わって制度審が行ったのは、内閣総理大臣や厚生大臣に勧告したり、意見書や建議書を送付したりすることであったが、それらはほぼ無視された。

ところで、時期に着目すると、制度審が年金関係特別小委員会を設置した時期に、保険局では「改正案の要点」を局議及び省議に諮り、財政計算を行っていた。実は、保険局が改正方針を決定したのは、それより2か月以上も前のことであった。つまり、制度審は、時期をかなり逸していたことを指摘できる。他方で、その内容に着目すると、制度審は、厚生年金保険を将来の総合年金制度の確立に向けて定額制とし、その程度を生計費に基づき、最低限度の生活が保障できる額として年額36,000円としたが、その財源となる保険料率等の具体的な数値を示さなかった。保険局の決定時期が早かったのは、財政計算に数か月かかるからであったが、制度審の勧告等では財源が示されず、実現可能性が担保されなかったこと、改正が急がれる状況で、改めて財政計算する時間的余裕がなかったことが、厚生省に無視された要因であったと推察される。

おわりに

本稿では、制度審が50年勧告で示した被用者に対する老齢年金の確立方針を踏まえて、厚生年金保険の定額部分の水準設計の検討過程を見てきた。

50年勧告では、年金制度を含む社会保障制度は、国民全部を対象とし、最低生活費を保障するものであることが示された。これに則して、被用者に対する老齢年金は、厚生年金保険と国家公務員共済組合等を統合して単一の「被用者の保険」とし、それを将来は全国民が被保険者となる「国民年金制度」へと移行することが構想された。そのため、年金額は定額制とすることが示されたが、具体的な給付水準は、低額であった当時の生活保護による扶助額を上回る最低基準額とするに留まった。つまり、50年勧告が示した定額制の年金額は、最低生活費が保障される水準ではなかった。

54年改正にあたって、保険局はこのような50年勧告の内容を強く意識した。しかし、単一の「被用者の保険」とすることは、保険局のみで実行できることではなかったために、早々にそれを断念した。そのため、年金額をめぐっては、被用者としての収入しかない被保険者に、いかに最低生活費を保障するかが検討された。結果として厚生年金保険では、報酬比例部分を含んで最低生活費が保障されるように制度設計された。

つまり、定額部分は、50年勧告の定額制を強く意識したものであったが、低賃金で資格期間の短い被保険者に、すべての被保険者が報酬比例制で拠出した財源を再分配する額として財政計算上適当な額であっただけで、最低生活費の保障とは無関係であった。保険局は、年金額が

低額となる低賃金で資格期間の短い被保険者は兼業農家等の人だと想定し、そのような被用者としての収入以外に収入がある人にまで、被用者の保険である厚生年金保険において最低生活費を保障する必要を判断しなかった。

このような保険局における検討を見ると、制度審が将来の「国民年金制度」を見据えるあまり、現在の厚生年金保険における負担と給付の検討を欠いたことがわかる。制度審は、委員構成を見る限り各行政機関の連絡調整や連携が可能な場であったが、それはまったく機能せず、54年改正や単一の「被用者の保険」の確立に対しては、第三者として時期を逸して勧告等を繰り返したただけであった。

定額部分は、その後、国会で修正されて月額2,000円となり、50年勧告が示した最低基準額と同程度となった。しかし、改めて指摘するまでもなく朝日訴訟以前における生活保護の扶助額が低額であったことを想起すれば、たとえそれが扶助額と同程度となったとしても、それによって最低生活費が保障されるようになったのではないことを強調しておきたい。

文献

- 家田新一 (1953) 「時事問題 厚生年金保険法改正の経過はどうなっているか」『社会保険』4 (3), 全国社会保険協会連合会, 30-32。
- 大内兵衛編 (1961) 『戦後における社会保障の展開』至誠堂。
- 関西経営者協会 (1952) 「関西経営者協会の意見」『社会保険旬報』340, 社会保障研究所, 15-16。
- 久下勝次 (1952) 「厚生年金保険の改正に就て」『保険時報』9 (9), 保険時報社, 8。
- 久下勝次 (1964) 「保険局長思い出集〔第8回〕厚生年金保険の大改正」『週刊社会保険』17 (211), 社会保険法規研究会, 32-33。
- 久下勝次 (1980) 「インタビュー 久下勝次氏に聞く」『総合社会保険』18 (6), 社会保険新報社, 76-82。
- 厚生省 (1948a) 『社会保障制度への勧告』。
- 厚生省 (1948b) 「厚生省発給第八四号 社会保障制度審議会設置法に関する件」国立公文書館所蔵。
- 厚生省保険局編 (1958) 『厚生年金保険十五年史』厚生団。
- 厚生労働省年金局 (2021) 『厚生年金保険・国民年金事業年報』。
- 国際労働機関 (1952) 「1952年の社会保障 (最低基準) 条約 (第102号)」(https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238134/lang-ja/index.htm 2022.12.28閲覧)
- 近藤文二・吉田秀夫著 (1950) 『社会保障勧告の成立と解説』社会保障調査会。
- 社会保障制度審議会事務局編 (1950) 『社会保障制度に関する勧告〔決定版〕』社会保障団体懇話会。
- 社会保険旬報 (1952) 「養老年金給付開始に備え厚保の大改正企画」『社会保険旬報』319, 社会保障研究所, 11。
- 総理府社会保障制度審議会事務局編 (1961) 『社会保障制度審議会十年の歩み』社会保険法規研究会。
- 中尾友紀 (2013) 「解説 社会保障制度審議会の設置と『社会保障制度に関する勧告』」『資料集 戦後日本の社会福祉制度Ⅱ 生活保障基本資料』3, 柏書房, 5-20。
- 中尾友紀 (2019) 「1954年の厚生年金保険法改正における二階建て構造の創設」『週刊社会保険』3027, 法研, 44-49。
- 日本労働組合総同盟 (1952) 「厚生年金保険法改正に関する件」厚生省保険局編『厚生年金保険十五年史』厚生団, 183-186。
- 保険局庶務課 (1949a) 「社会保障制度審議会第一回委員会開催状況」『社会保険時報』23 (6), 厚生省保険局, 24-28。
- 保険局庶務課 (1949b) 「社会保障制度審議会 (第五回) 開催状況」『社会保険時報』23 (8), 厚生省保険局, 29-54。

- 保険局庶務課 (1949c) 「社会保障制度審議会開催状況」『社会保険時報』23 (11), 厚生省保険局, 25-33。
- 保険局庶務課 (1949d) 「社会保障制度審議会開催状況」『社会保険時報』23 (12), 厚生省保険局, 21-35。
- 保険局庶務課 (1950a) 「第十回社会保障制度審議会本会議開催状況」『社会保険時報』24 (1), 厚生省保険局, 29-36。
- 保険局庶務課 (1950b) 「社会保障制度審議会 (第十五回) 開催状況」『社会保険時報』24 (6), 厚生省保険局, 9-79。
- 保険局庶務課 (1950c) 「社会保障制度審議会 (第十八回) 総会開催状況」『社会保険時報』24 (10), 厚生省保険局, 21-35。
- 保険局庶務課 (1952a) 「社会保障制度審議会 (第三十二回総会) 開催状況」『社会保険時報』26 (7・8), 厚生省保険局, 27-42。
- 保険局庶務課 (1952b) 「社会保障制度審議会 (第三十三回総会) 開催状況」『社会保険時報』26 (11・12), 厚生省保険局, 23-33。
- 保険局庶務課 (1953a) 「社会保障制度審議会 (第三十七回) 総会開催状況」『社会保険時報』27 (6・7), 厚生省保険局, 19-54。
- 保険局庶務課 (1953b) 「社会保障制度審議会 (第四十回) 開催状況」『社会保険時報』27 (12), 厚生省保険局, 34-74。
- 松田盛進 (1952) 「厚生年金保険の現状と法改正について」『週刊日労研資料』5 (50), 日本労働研究所, 4-13。
- 松田盛進 (1957) 「私の履歴書 (十一) 厚生年金保険法的大幅改正に乗り出す」『月刊社会保険』11 (11), 社会保険法規研究会, 25-27。
- 吉原健二 (1987) 『新年金法』全国社会保険協会連合会。